

西区役所生涯学習、人権啓発推進事業に関する一般業務会計年度任用職員要綱

制定 令和6年1月22日

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される西区役所生涯学習、人権啓発推進事業に関する一般業務会計年度任用職員（以下、「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、面接試験により行う。

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用日の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小、廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとし、2回までは再度の任用ができるものとする。

(業務内容)

第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 区における生涯学習の振興・連絡調整に関する業務
- (2) 区における人権啓発に関する業務
- (3) その他総務課（教育担当）関連業務（電話・窓口による問い合わせ対応等）

(勤務地)

第6条 会計年度任用職員は、西区役所総務課教育担当に勤務するものとする。

(勤務時間等)

第7条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 勤務日数

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

(2) 勤務時間

午前9時15分～午後4時00分

(3) 休憩時間

45分

(休日)

第8条 休日は次のとおりとする

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く）

(4) 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

(5) 主管課長は、前4項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(給与)

第9条 会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱（令和元年人事給第12号）の定めるところによる。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。